

伯方最終処分場跡 大規模太陽光発電事業

様式 8_質問書に対する回答

No.	質問内容	回答（案）
実施要領		
参加資格要件		
1	本事業で施工役割を担う者は、構成員ではなく協力事業者として実施体制に含めたのでもよいのか。	参加者の構成員に含めること。
2	複数の事業者でコンソーシアムを組む場合、小売事業者の登録がある事業者を代表企業とする必要があるか。	代表企業である必要はない。
3	2年前に決算時期の変更があり半期決算していた場合、様式4_会社概要_6（2）関連業務ごとの売上高表にはどのように記入すべきか。	当該表の直前2年度の欄には、直前2期前（半年分）に直前3期前の決算額の1/2を加えた額を記入すること。
「3 提案単価（PPA単価）」（1）自由提案施設		
4	・自由提案施設（実施要領「3提案単価（PPA単価）」）と任意施設（別紙2「電力供給区分」）は同義との理解でよい。また、自由提案施設の選定数又は供給電力量は企画提案の評価対象となるか。	自由提案施設と任意施設は同義である。 自由提案施設の選定数又は供給電力量は企画提案の評価対象となる。
仕様書		
「2 事業内容」「（3）事業期間等」イ		
5	・PPA部分と発電した電気では賄えない部分（仕様書内「当該設備で発電した電力以外の電力」）の契約は別々又は一体のどちらになるか。	PPA部分と発電した電気では賄えない部分も含めた契約とする。
「2 事業内容」「（4）提案単価」ア		
6	・現行料金を超過していた場合は失格とあるが、R6支払額（国の電気料金値引き前）を超過している場合失格という認識で相違ないか。（料金試算上、国の電気料金値引きを考慮せずに算出してよいかという趣旨）	お見込みのとおり。
7	・電力業界の制度変更や燃料情勢の著しい悪化等の場合、PPA単価の変更協議は可能か。	変更協議は可能であるが、燃料調整の考え方については、2 事業内容（4）提案単価 ク（オ）を参照のこと。

伯方最終処分場跡 大規模太陽光発電事業

様式 8_質問書に対する回答

No.	質問内容	回答（案）
「2 事業内容」「（4）提案単価」エ		
8	・供給する電気のうち本事業で建設する太陽光発電所で発電した電気では賄えない部分（仕様書内「当該設備で発電した電力以外の電力」）については、再エネ指定・トラッキング情報ありの非化石証書を活用して再エネ100%供給としても問題ないか。	非化石証書を活用し、実質再エネ100%供給としてよいものとする。
「3 設備工事前の調査・手続等」「（3）現地調査」イ		
9	・提案内容の検討のために企画提案書提出時点で実施を求めるものではなく、優先交渉権者決定後に事業実施に向けて実施するものとの理解でよいか。	優先交渉権者決定後、事業実施に向けて実施するものとする。
「4 機器選定及び設備設計」「（3）使用機器の選定」イ		
10	・砕石敷設や防草シート（一般的な透水性のもの）敷設については、雨水の排水や地下浸透量を大きく変化させるものではなく、土地の安定性低下に直接影響を及ぼす工事には該当しないとの理解でよいか。	お見込みのとおり。
「5 設置工事」「（1）事業用地に関する施工条件」ソ		
11	・「敷地内の浸出水処理に影響を与える機材、薬品等は使用しないこと」とあるが、除草剤の使用は当該制限の対象に含まれるとの理解でよいか。	お見込みのとおり。
「7 近隣への配慮」（1）住民説明会の実施		
12	・再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に準拠した住民説明会の実施が求められているが、FIT又はFIP認定を取得しない場合においても、当該ガイドラインと同等の水準での実施を求めるという理解でよいか。	お見込みのとおり。
「8 地域貢献の取組」（3）		
13	・市が想定する寄付先、請求・支払方法、算定方法及び支払時期は決まっているか。	現時点では決まっていない。 優先交渉権者決定後、地域の要望等を踏まえて協議し決定するものとする。

伯方最終処分場跡 大規模太陽光発電事業

様式 8_質問書に対する回答

No.	質問内容	回答（案）
「10 リスクと責任分担」		
14	・優先交渉権者決定後に実施する詳細調査の結果、市が提示した資料から合理的に想定できない地盤条件、埋設物又は施工制約が判明した場合、事業計画の見直し又は事業実施可否について協議可能との理解でよいか。	お見込みのとおり。
15	・事業用地の立地条件等により保険会社の引受制限又は高額な保険料が設定されるなどの場合、地震保険の付保を必須要件としないことについて応諾頂けると考えてよいか。 なお、PPAにおいては、補助金交付完了後の不可抗力（地震起因を含む災害等を含む）によって設備が損壊し復旧が経済的に困難である場合は、設備を稼働可能な状態で有価売却しない限りは補助金の返還は不要で、相互に損害賠償の責めを負わずに事業を中止できる規定を設けることを想定している。	仕様書に記載した保険名称は一例であり、これらと同等の補償内容の保険に加入するものとする。 なお、本市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。

別紙 2

16	・低圧の需要地点についての料金単価は同一供給単価又は段階料金制のいずれになるか。	参加者の提案による。
17	・契約電力又は契約容量（kW又はkVA）で記載の確認ができない施設があるが、A契約も提示できないのか。	しまなみ総合庁舎の契約電力は54kW、その他記載していない施設は契約電力の定めがない料金プラン（シンプルコース、スマートコース）になっている。

別紙 3

18	・地元企業との連携は、本店所在地が今治市外であっても、今治市内に支店又は営業所を有する事業者（今治市に法人住民税を支払っている）は市内企業として評価されるか。また、愛媛県内企業との連携について評価上の考慮はあるか。	今治市内に支店又は営業所を有する事業者（今治市に法人住民税を支払っている）は市内企業として評価を行う。 愛媛県内企業との連携についての考慮はないものとする。
----	---	---

伯方最終処分場跡 大規模太陽光発電事業

様式 8_質問書に対する回答

No.	質問内容	回答（案）
-----	------	-------

別紙 4

19	・事業期間中に供給予定施設の統廃合や休止等があった場合は、「用途の変更等、市の責による事業内容の変更」に該当するとの理解でよいのか。需要が減少した場合、代替施設への供給変更は可能か。	需要が減少した場合は、代替施設への供給を可能とするが、事業者が電力需要家の確保を行うこと。
----	---	---

別紙 7

20	・公簿面積と設置可能エリアに差があるが、賃貸借料算定のベースとなる貸付面積は、設置可能範囲（23,500㎡）ではなく、貸付対象地番の面積全体（30,724㎡）ということか。	当該敷地に隣接する一般住宅等に配慮し設置可能エリアを設定している。 貸付料算定のベースとなる貸付面積は、パネル等の設置面積（高圧変電設備、構内線路を含む。）とする。
----	--	---

企画提案書

書式		
21	・「A4用紙（片面）縦1頁」とされており、様式の各枠内に図表などを貼り付けて記載するものと理解しているが、視認性や明確性を確保するため、枠内は概要のみ記載又は「別紙参照」とした上で、詳細図面を別添資料として提出することは可能か。	別添資料としての提出は可能であるが、各項目につき「A4用紙（片面）縦1頁」にまとめること。
22	・当該頁内に収まる範囲であれば、フォントサイズ、図表、フローチャート等を用いた表現は提案者の任意との理解でよいのか。	お見込みのとおり。
「（６）事業実施に必要な行政手続き等」		
23	・事業者において関係法令の確認を行うにあたり、本事業に関連する主な関係法令（特措法「関係法令手続状況報告書」に記載される関係法令など）の相談窓口・協議先の一覧の提示は可能か。	参加者が確認すること。
24	・事業者において関係法令の確認を行うにあたり、事業地に関して市が把握している法令上の条件（各種区域指定、規制区域への該当状況等）があれば提示は可能か。	仕様書 3 設備工事前の調査・手続等(4)諸官庁手続等及び5 設置工事(1)事業用地に関する施工条件のとおり。

伯方最終処分場跡 大規模太陽光発電事業
様式 8_質問書に対する回答

No.	質問内容	回答（案）
追加の参考資料		
25	仕様書「5 設置工事」「（1）事業用地に関する施工条件」ク ・既存の環境保全対策設備等がわかる図面は参考図面で頂いた資料のみか。	断面図の提示に代えて平面図に廃棄物上部の覆土厚を記載しているが、提示を希望する参加者に対しては、環境政策課窓口での閲覧を可能とする。
26	仕様書「3 設備工事前の調査・手続等」「（3）現地調査」ウ ・本市が提示する平成16年時点の覆土厚資料（配置図、断面図）とあるが、断面図の提示は可能か。	
27	仕様書「5 設置工事」「（1）事業用地に関する施工条件」シ ・埋立廃棄物層がわかる図面（最終処分場竣工図など）	